日刊工業新聞
年月日 18 09 07
ページ 11
NO.

ICT 世界の潮流 PART6 8

AIにおけるプライバシー問題(下)

情報推測 本人に告知必要

国際社会経済研究所（NECグループ）主幹研究員
小泉 雄介

人工知能（AI）におけるプライバシー上の問題に対し、どのような対応策が考えられているのだろうか。7月に英国のデータ保護監督機関である情報コミッショナーオフィス（ICO）でヒアリング調査を行う機会を得た。

推測情報も保護

前回に挙げた五つの問題のうち、①プロファイリングによって要配慮個人情報や本人が望まない個人情報まで推測できることについては、欧州連合（EU）の一般データ保護規則（GDPR）では推測された個人情報も通常に取得したものと同様に保護しなければならないため、本人の明示的同意といった措置が必要になる。ICOによれば、本人に秘密でプロファイリングすることが問題なのであり、既知の情報から新たな個人情報を推測するという告知が重要であるという。

②アルゴリズムや学習用データにバイアスが含まれることで社会的差別が助長されうることや③アルゴリズムの不透明性（ブラックボックス化）に対する説明責任については、アルゴリズムに対する監査が必要とのことであった。また③について、GDPRでは個人に重大な影響を及ぼす自動意思決定を行う場合は、本人に「そのロジックについて意味のある情報」を提供しなければならない。ICOによれば、それはアルゴリズムの中身を説明することではなく、「アルゴリズムにどのようなデータがどのように使われたか」「どのデータがどのように意思決定に影響を与えたか」「個人がどのように行動を変えれば良い結果を得られるか」を説明することであるという。

異議唱える権利

④自動意思決定によって個人に不利な決定がなされた場合（雇用、ローン審査、保険等）の対処については、GDPRでは自動意思決定に対して「人を介在させる権利」「本人の見解を表明する権利」「決定に異議を唱える権利」が規定されている。例えばローンの自動審査で決定に異議を唱えたり、人の介在を要求したり、追加データを提出することはできるが、決定内容を変更する権利までが認められる訳ではないという。また、なぜAIによる自動決定では駄目で人間が介在すればOKなのかという問いには、確かに人間もバイアスを持ったり誤り得るが、人に介在してもらう権利を保障することで、本人が「おかしい」と思った際にAIだけで完結するのではなく、人間と対話できることが重要とのことであった。

「正確性」議論

⑤プロファイリングによって個人の将来的なリスク（疾病、犯罪等）を予測する場合の正確性の問題について、例えば病院のAIが個人Aについて「心臓病にかかる可能性が高い」と判断したが、結局Aさんは心臓病にかからなかったとする。この場合、AIの判断は正しかったのかどうか。GDPRでは、データが正しくない場合は本人が訂正を請求できる。これは、上記判断が保険料の算定に用いられる場合等は切実な問題だろう。ただし「心臓病にかかる可能性が高い」と分類したこと自体は正しいのかもしれない。予測データの「正確性」の捉え方についてはEUで議論になっているとのことである。

（金曜日に掲載）

無断転載・複写禁止 ㈱日刊工業新聞社